

射水市大島中央公園遊ぼ～館木製遊具納入公募型プロポーザル実施要領

射水市大島中央公園内の遊ぼ～館は、平成31年1月にコミュニティ体育館を屋内遊具場として改修し、多くの子供に利用されているが、近傍にあるくるりんパーク（屋内遊具場）と利用対象年齢に棲み分けを図るために、木製遊具を設置し、乳児や幼児、小学校低学年程度の子供が安心して楽しむことができる屋内遊具場を目指している。

本事業は、木の温もりにふれあい、森林への親しみや関心を持ちながら遊べる木製遊具を遊ぼ～館内に設置することを目的とする。本実施要領は、公募型プロポーザル方式により、複数の事業者の企画力と高い技術力による提案を比較検討し、本市の条件に最も適した提案を行った事業者を本事業の優先交渉権者として選定するための必要な事項を定める。

1 事業概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業名 | 大島中央公園遊ぼ～館木製遊具納入 |
| (2) 納入場所 | 射水市 新開発 地内 |
| (3) 事業内容 | 別紙「射水市大島中央公園遊ぼ～館木製遊具納入仕様書」
(以下、「仕様書」という。) のとおり |
| (4) 納入期間 | 契約締結日から令和8年12月23日まで |
| (5) 見積金額限度額 | 7,920,000円以内とする
(消費税及び地方消費税相当額を含む)
※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※上限額を超えた者は、失格とする。 |

2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、複数企業がグループで参加する場合は、以下の(1)～(7)の要件は全ての構成員が、(8)、(9)の要件はいずれかの構成員が満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (4) 応募資格の確認基準日から過去2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (7) プロポーザルへの参加者又は構成員は、他の参加者の構成員でないこと。
- (8) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針や遊具の安全に関する規準に準拠した製品を納めることができること。
- (9) 過去10年間以内に公共事業又は民間事業の1つの契約金額が2百万円以上の木製遊具の納入実績を有していること。

3 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年5月13日(水)正午まで(必着)
- (2) 質問方法 質問書(様式第1号)により電子メールで提出すること。
提出先電子メールアドレス: toshi@city.imizu.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 令和8年5月20日(水)までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

4 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「企画提案者」という。)は、以下の①～⑬に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。
また、グループの場合、構成員すべてについて以下の④及び⑩～⑬を提出すること。
なお、1者1提案とする。

(1) 提出書類等

- ①参加申込書(様式第2号)
- ②企画提案書等送付書(様式第3号)
- ③企画提案書(任意様式)及び提案概要書(任意様式)
 - ・企画提案書は、次の(2)に基づいて作成すること。
 - ・企画提案書の様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。
 - ・表紙には「射水市大島中央公園遊ば～館木製遊具納入企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
 - ・企画提案書は、プレゼンテーション審査時の資料として利用する。
 - ・提案概要書は保育園へのアンケートに用いるものであり、日本工業規格A3判1枚片面印刷で取りまとめること。また、企画提案者ごとの整理番号を記載するため、右上隅に3cm四方の余白を設けること。
 - ・提案概要書はPDFデータを合わせて提出すること。
- ④事業者概要書(様式第4号)
- ⑤実施体制及び配置予定技術者(様式第5-1、5-2号)
 - ・実施体制表及び配置予定技術者調書は、次の(3)に基づいて作成すること。
- ⑥業務実績書(様式第6号)
 - ・上記2(9)の実績を含めて記載すること。
 - ・契約書の写し等実績を証するものを添付すること。
- ⑦見積書・内訳書(様式第7-1、7-2号)
- ⑧業務工程計画(任意様式)
- ⑨参加資格誓約書(様式第8号)
- ⑩国税納税証明書(様式その3の3)(過去2年分)
- ⑪市町村税完納証明書(全税目に未納がないことの証明書)(過去2年分)
- ⑫財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)(過去2年分)
- ⑬履歴事項全部証明書

(2) 企画提案書に記載する事項

仕様書に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目を含め記載すること。なお、提案概要書はこの限りでなく、保育園児にもわかりやすいように提案内容を取りまとめること。

- ①提案内容の概要図（完成予想イラスト・イメージ図）
- ②配置計画図
- ③製品の寸法や材質の判る構造図（平面、立面、側面図等）
- ④県産材の利用に関すること（具体的な樹種、使用量、その他の特記事項）
- ⑤遊具等設置後のイベントの提案概要
- ⑥自由提案など

(3) 実施体制表及び配置予定技術者調書に記載する事項

設計業務等共通仕様書（令和7年8月富山県土木部）第1107条に準ずる者を配置すること。

※設計業務等共通仕様書第1107条第3項の「同等の能力と経験を有する」には、一級造園施工管理技士、二級造園施工管理技士、公園施設製品安全管理士（一般社団法人日本公園施設業協会）一級建築士、二級建築士を含むものとする。

(4) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

- ①提出期限：令和8年6月10日（水）正午まで（必着）
- ②提出場所：〒939-0292
富山県射水市小島703番地
射水市都市整備部都市計画課
電話：0766-51-6680（直通）
メール：toshi@city.imizu.lg.jp
- ③提出部数：8部（正本1部、副本7部）
※提出書類に添付する書類（契約書の写し等実績を証するもの等）は、正本1部のみの提出とする。
- ④提出方法：持参又は郵送による提出
※持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間とする。
※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を射水市都市計画課まで連絡すること。）

5 企画提案の審査

(1) 審査方法

見積金額の比較、保育園アンケート及びプレゼンテーション審査で評価を行う。

(2) 見積金額の比較

見積金額を比較し、下式の配点とする。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{点} \times (\text{最低見積額} / \text{見積額})$$

(3) 保育園へのアンケート

①実施時期 令和8年6月中旬を予定

②実施方法

・近隣の保育園に提案概要書を配布し、保育園ごとに順位付けをしてもらい、下式の配点とする。

$$\text{アンケート評価点} = 100 \text{点} \times (\text{全保育園の平均得点割合})$$

※保育園ごとの得点割合は下表のとおりとする。

評価（順位）	得点割合
1 位	1.00
2 位	0.80
3 位	0.60
4 位以下	0.30

（４）プレゼンテーションの実施

- ①実施時期 令和 8 年 7 月上旬を予定
 ※詳細な日時については、企画提案者に別途お知らせする。
 ※審査過程は非公開とする。

②実施方法

- ・本市が設置する選定委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、③に定める審査基準に基づいて審査を行う。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・説明は、1 事業者 20 分以内（準備時間は除く）、質疑は 10 分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
- ・プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができる。モニター、HDMI ケーブル、USB TypeC-HDMI 変換アダプター及び電源は市で準備するが、パソコンは各企画提案者で準備すること。
- ・プレゼンテーションは、非公開とする。

③審査基準

企画提案の評価基準の配点（委員 1 人当たり）は、下表に示すとおりとする。

評価基準	評価事項	配点
業務実績	他の同様の業務実績により本業務を遂行するために有益な知見、ノウハウを有している。	10
実施体制	専門知識を有した従事者が配置されており、市の求めに応じて随時協議に応じられる体制が整っているか。	10
木材利用の促進	木の温もりにふれあい、森林への親しみや関心を持つことができるか。また、県産材を使用しているか。	10
維持管理	劣化の低減や長寿命化に配慮し、ランニングコストの軽減（大規模修繕費用などの低減）を図る提案がなされているか。また、維持管理が容易なものとなっているか。	10
安全に対する配慮	予期せぬ遊びに対する安全検討がされ、誰もが安全に利用できるよう配慮がなされているか。	10
イベントの提案	遊具等設置後に開催するイベントを提案し、魅力的で遊ば～館の利用者増加に繋がるものか。	10
提案の明瞭性・独自性	提案資料等がわかりやすい。また、他にはない独自の提案となっているか。	10
合 計		70

※プレゼンテーション評価点＝評価基準に応じた各委員の点数の合計

6 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

価格評価点、保育園へのアンケート評価点及びプレゼンテーション評価点を加算し、点数が最も高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。

1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点交渉者とする。

合計評価点(満点 500 点)＝価格評価点(満点 50 点)＋アンケート評価点(満点 100 点)＋プレゼンテーション評価点(満点 350 点)

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

保育園へのアンケートは行わず、プレゼンテーション評価点の最低基準点数(総合評価点の60%以上)を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

①審査結果は、各企画提案者に電子メール等により通知する。

②優先交渉権者の審査結果を射水市のホームページで公表する。

③審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と本市が協議し、契約案件に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において辞退その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。

8 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。なお、優先交渉権者に選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

(1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 提出書類が第三者の権利(著作権等)を侵害している場合

(5) 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合

(6) 上記1(5)に定める見積限度額を超えた場合

9 その他

(1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することができる。

(5) 提出期限後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。

(6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものととする。

10 スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始（実施要領等の公開）	令和8年4月27日（月）
質問書の提出期限	令和8年5月13日（水）正午まで
質問書に対する回答	令和8年5月20日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年6月10日（水）正午まで
保育園でのアンケート実施	令和8年6月中旬
プレゼンテーション審査	令和8年7月上旬 詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
審査結果の通知	令和8年7月中旬
契約締結	令和8年7月下旬

11 問い合わせ先

射水市都市整備部都市計画課

電話：0766-51-6680（直通）

メール：toshi@city.imizu.lg.jp